



医療・福祉における最近の動向

2005年6月(No.1)
高井直樹会計事務所

1. 医療

医療に関しては、「医療経営の非営利性等に関する検討会」において医療法人制度の見直しがおこなわれようとしており、将来的な医療法人像のたたき台として

非営利性を徹底した新しい医療法人制度

1. 非営利性の徹底
2. 効率性の向上
3. 透明性の確保

さらに公益性を求めた新たな医療法人制度（認定医療法人制度）

上記に加え

1. 公益性の確立
2. 安定した医業経営の実現

の二種類が基本的な方向性として示されており、いずれも社員の退社時に出資に比例して剰余金が分配されないようにすることや、解散時の残余財産の帰属先を定款や寄附行為で定め、特定の個人や団体に帰属させないことを明確化するとした非常に厳しい案となっています。

上記はあくまで「今後の議論のたたき台」であり、今年8月の検討会までに最終的に取りまとめられる予定となっていますが、それまでの間相当激しい議論が予想されます。この動向については目が離せない部分かと思えます。

2. 福祉

平成12年4月に介護保険制度が施行されてからすでに5年が経過し、平成15年(2年前)の介護保険報酬の見直しを経て、今年はいよいよ制度そのものの改革の年となりました。

施行当初は初めての制度ということもあり致し方ないとしても、5年目を迎える現在においても、現場では後追いの通知や指導による取り扱いの変更で振り回され、未だに混乱し続けているとお聞きしております。そういった意味では、まだまだ未成熟な制度のように思われてなりません。

そんな状況の中、厚生労働省は去年の12月「持続可能な介護保険制度の構築」と称して制度改革の全体像を発表しました。

主な項目としては

- 予防重視型システムへの転換
- 施設給付の見直し
- 新たなサービス体系の確立
- サービスの質の向上
- 負担のあり方・制度運営の見直し

等が掲げられ、この「施設給付の見直し」に関しては今年の10月より実施するとの内容となっております。

具体的には、在宅と施設入所者との利用者負担の公平性を図るために、介護保険3施設（ショートステイを含む）の居住費用（ホテルコスト）と食費を保険給付の対象外とし、結果として施設入所した人と在宅で訪問系の介護サービスを受けながら生活する人との利用者の本来的な生活費用の負担額を同レベルに近づけようという意図があるようです。

また、この「新たなサービス体系の確立」においては、市町村単位での整備を前提とした地域密着型サービス類型を示し、市町村（介護保険者）の裁量でサービス事業所の整備数をコントロール可能にして、財源を考慮しながらの運用ができるような体制への誘導がなされるようです。

ただ、その他の項目を含め現在のところ制度改革の概要が示されているだけであり、実務的な施設基準、人的基準等が明らかになっておらず、その実施を検討する材料が揃いません。もし今後の事業展開をお考えであれば、とりあえずは市町村に対する意思表示を継続的に行っていくしか方法がないものと思われます。実際、市町村に確認したところ、現時点ですでに「手上げ」をしている事業者も複数あるとのことでした。

3. 終わりに

来年18年の4月は、医療保険制度、介護保険制度の両方が大きく変革するといわれています。そして両制度ともその具体的な内容に関しては、今年の8月頃までを目途に検討されることとなっております。

当事務所としましては、できる限り最新の情報を先生方にお伝えするために、様々な研修に参加し、随時そのご報告をさせていただければと考えております。

今回「医療・福祉における最近の動向」と題しまして資料を作成しましたが、今後も引き続き発行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

（ 文責：医療福祉コンサルタント部 西脇 ）